○須崎市における指名競争入札参加者の入札心得

（改正沿革）

制　　定　平成　６年　６月　１日
一部改正　平成　８年　４月　１日
一部改正　平成１１年　４月　１日
一部改正　平成１２年　６月　１日
一部改正　平成１３年　４月　１日
一部改正　平成１５年　９月　１日
一部改正　平成１８年　４月１０日
一部改正　平成１８年　６月　１日
一部改正　平成１９年　４月　１日
一部改正　平成２２年　４月　１日
一部改正　平成２６年　４月　１日
一部改正　平成２７年　４月　１日
一部改正　平成３０年　４月　１日
一部改正　令和　元年１０月　１日
一部改正　令和　４年　４月　１日
一部改正　令和　５年　４月　１日
一部改正　令和　７年　８月　１日

（目的）

第１条　建設工事等の指名競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、須崎市契約事務規則（平成１８年須崎市規則第１９号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（指名競争入札参加資格）

第２条　指名競争入札に参加できる者は、当該工事等の入札参加者として指名された者（以下「入札参加者」という。）とする。

（入札保証金）

第３条　入札参加者は、入札執行前に、規則第３６条において準用する規則第９条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第３６条において準用する規則第１０条の規定により免除された場合はこの限りでない。

（入札の基本的事項）

第４条　入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

２　入札者は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

３　入札条件等に明示して、別記第３号様式による配置予定技術者届出書の提出を求める場合がある。

４　入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者又は入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。

５　入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
６　入札時間を過ぎても指示に従わず、故意に投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱うものとする。
７　入札の辞退等により、入札者が１者となったときは入札を行わない。ただし、建設工事の入札において、工事内容、施工場所等の地域性、指名状況、更改入札への移行の可能性等についての検討を行い、競争性が確保されていると判断される場合には有効な入札として取り扱い入札を続行できることとする。

（公正な入札の確保）

第５条　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（工事費内訳書）

第５条の２　建設工事の入札において、入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を、入札に際し、全員必ず提出しなければならない。
２　工事費内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。
３　工事費内訳書は、別記第５号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項が記載されておれば、別様式でも可とする。

（入札の方法）

第６条　入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、別記第１号様式による入札書を用いて所定の入札箱に投かんしなければならない。
２　入札者は配置予定技術者届出書の提出を求められた場合は、入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ入札することができない。
３　入札者が代理人であるときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ入札することができない。
４　入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。
５　入札書の金額は、１円未満の端数をつけることはできない。１円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
６　入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

（入札の辞退）

第７条　入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
２　入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
（１）入札執行前にあっては、別記第２号様式による入札辞退届を契約担当者に提出すること。
（２）入札執行中にあっては、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。
３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けないものとする。

（無効の入札）

第８条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札に参加する資格を有しない者のした入札
（２）委任状を持参しない代理人のした入札
（３）入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
（４）入札者の記名及び押印を欠く入札
（５）誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
（６）明らかに談合によると認められる入札
（７）同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
（８）所定の入札箱に投かんしなかった入札
（９）その他入札に関する諸条件に違反した入札

（失格の入札）

第９条　最低制限価格を下回った価格の入札、及び予定価格が事前に公表されている場合は予定価格を上回った価格の入札は、失格とする。

２　第１３条第１項において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められたときは、失格とする。

（入札の取りやめ等）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

（１）天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
（２）入札者が談合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

（落札者の決定の方法）

第１１条　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、第１２条又は第１３条に該当する場合を除く。

（最低制限価格を設けた場合の落札者の決定の方法）

第１２条　当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（調査基準価格を設けた場合の落札者の決定の方法等）

第１３条　低入札価格調査制度における調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った入札において、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

２　調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、契約担当者等の行う調査に協力しなければならない。

３　調査基準価格を下回った場合の契約担当者等の行う調査は、最低の価格で入札した者から順に行う。

４　調査基準価格を下回る同価格で入札した者が、２人以上あるときは、直ちにくじを引かせて調査を行う順番を決定する。

（落札宣言）

第１４条　第１１条から第１３条において、落札となる入札があったときは、入札書記載金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。ただし、第１６条により、入札を保留した場合の

落札宣言は、原則として入札参加者への文書による通知により行う。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定の方法）

第１５条　落札となるべき同価の入札をした者が、２人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

（入札の保留）

第１６条　調査基準価格を下回る価格の入札に該当するとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

（再度入札等）

第１７条　開札した場合において、落札とすべき入札がないときは、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。

２　再度入札は、２回（初度入札を含め３回）まで行う。

３　次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札者は再度入札に参加することができないものとする。

（１）第４条第４項から第６項までのいずれかの規定に基づき辞退として取り扱われたとき。

（２）第７条第２項の規定により辞退したとき。

（３）第８条第１号、第２号又は第６号から第８号までのいずれか若しくは、第９号のうち配置予定技術者届出書を提出しなかった場合に該当し、無効とされたとき。

（４）第９条の規定に基づき失格とされたとき。

４　再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の価格を記載した入札者は、辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することができない。

５　再度入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った者（失格者及び辞退者を除く。）から順次、随意契約の折衝を行うことがある。

（更改入札等）

第１８条　入札不調の場合（前条第５項の規定により随意契約を締結した場合を除く。）は、新たに入札参加者を指名して入札（以下「更改入札」という。）を行う。

２　更改入札を行っても、なお落札者がないときは、当初入札及び更改入札を通じての最低価格者（失格者及び辞退者を除く。）から順次、随意契約の折衝を行うことがある。

（契約書等の提出）

第１９条　落札者は、落札決定の日から１０日以内（土日祝日及び閉庁日を含む。）に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当課に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りでない。

２　落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の確定）

第２０条　契約書を作成する場合にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。ただし、予定価格が１億５千万円以上の契約については、いったん附帯条件付きの仮契約書に契約当事者双方が記名押印して仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年須崎市条例第１２号）の定めるところにより、須崎市議会の議決を経た後に、落札者等に効力発生通知を行うことにより本契約として確定する。

（現場代理人・技術者届）

第２１条　落札者は、契約の締結に際し、別記第４号様式による現場代理人・技術者届を提出して、契約内容及び建設業法に違反しないことの確認を受けなければならない。

（契約保証金）

第２２条　落札者は、契約の締結に際し、規則第４４条の契約保証金を、落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第４５条の規定により免除された場合又は規則第４６条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

２　落札者は、契約保証金の免除又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（異議の申立）

第２３条　入札者は、入札後この心得又はあらかじめ示された入札条件仕様書、設計書、図面、契約書、現場条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第２４条　落札者は、落札決定後速やかに課税事業者届出書又は免税事業者届出書を作成し、提出しなければならない。

附　則

（施行期日等）

１　この心得は、平成６年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この心得は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この心得は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この心得は、平成１２年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この心得は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１５年９月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１８年４月１０日から施行する。

附　則

この心得は、平成１８年６月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成２７年４月１日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適

用する。

附　則

この心得は、平成３０年４月１日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附　則

この心得は、令和元年１０月１日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附　則

この心得は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附　則

この心得は、令和５年４月１日から施行し、同日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附　則

この心得は、令和７年８月１日から施行する。

別記第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

須崎市長　　様

住所
氏名　　㊞

入　札　書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

（単位：円）

金額												
（工事番号） 工事名	（　　第　　号）											

備考１　法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

２　代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。

３　入札金額の数字の頭に￥を冠すること。

別記第２号様式（第７条関係）

入 札 辞 退 届

件　名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年　　月　　日

須崎市長　　様

住所
氏名　　㊞

備　考　法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

なお、代理人が入札辞退届を提出する場合にあっては、委任状を添付すること。

別記様式第３号（第４条関係）

年　　月　　日

須崎市長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

配置予定技術者届出書

工　事　番　号	
工　　事　　名	
配置予定技術者氏名	
主たる資格名称	

※　配置予定技術者とは

　建設業法第２６条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。

※　主たる資格名称とは

　建設業法「技術検定」による、１級建設機械施工技士・２級建設機械施工技士・１級土木施工管理技士・２級土木施工管理技士・１級建築施工管理技士・２級建築施工管理技士・１級電気工事施工管理技士・２級電気工事施工管理技士・１級管工事施工管理技士・２級管工事施工管理技士・１級造園施工管理技士・２級造園施工管理技士。

　建設業法第７条第２号イ該当（高等学校で指定の学科を修め卒業し、５年以上の実務経験を有する者。大学等で指定の学科を修め卒業し、３年以上の実務経験を有する者。）者、同号ロ該当（１０年以上の実務経験を有する者。）者、同号ハ該当（建設大臣が認定した者。）者。

　建築士法「建築士試験」による、１級建築士・２級建築士・木造建築士。

　技術士法「技術士試験」による技術士（建設、農業、電気・電子、機械、水道、林業、水産、衛生工学）。

　電気工事士法「電気工事士試験」による、第１種電気工事士・第２種電気工事士。

　電気事業法「電気主任技術者国家試験等」による、電気主任技術者（１種・２種・３種）。

　消防法「消防設備士試験」による、甲種消防設備士、乙種消防設備士。

　職業能力開発促進法「技能検定」による、建築大工、左官等。

　国家資格に準ずる民間資格の、地すべり防止工事士、建築設備資格者、１級計装士。

※添付資料

①入札執行日以前３ヶ月以上の雇用関係確認のため、健康保険被保険者証の写し等

②資格証明書（写し）

別記第３号様式（第２０条関係）

現 場 代 理 人 ・ 技 術 者 届

年　　月　　日

須崎市長　　様

受注者 住所

氏名　　印

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>工 事 番 号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>工 事 場 所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>契約予定金額</td><td colspan="2">￥</td><td>下請施工予定金額</td><td>￥</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現 場 代 理 人</td><td>フリガナ
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。
健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主 任 技 術 者</td><td>フリガナ
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　年　月　日</td></tr>
<tr><td>資格等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。
なお、兼務の必要が生じた場合は、別途協議いたします。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">他の工事（国、県、市町村等全て）との兼務状況は別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td colspan="4">健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">監 理 技 術 者</td><td>フリガナ
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　年　月　日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。
なお、兼務の必要が生じた場合は、別途協議いたします。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">他の工事（国、県、市町村等全て）との兼務状況は別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td colspan="4">健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td colspan="4">監理技術者資格者証写し貼り付け欄</td></tr>
</table>

第３号様式別紙（第２０条関係）

□主任技術者 □監理技術者	フリガナ 氏　名		生年月日	Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　年　月　日

他 の 工 事 と の 兼 務 状 況

1

工 事 名	
工事番号	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
契約金額	￥
担　　当	□現場代理人　　□主任技術者　　□監理技術者
発注者（契約締結を行った機関名）	

2

工 事 名	
工事番号	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
契約金額	￥
担　　当	□現場代理人　　□主任技術者　　□監理技術者
発注者（契約締結を行った機関名）	

3

工 事 名	
工事番号	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
契約金額	￥
担　　当	□現場代理人　　□主任技術者　　□監理技術者
発注者（契約締結を行った機関名）	

別記第４号様式（第６条関係）

年　　月　　日

須崎市長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

工事費内訳書

工　事　番　号	
工　　事　　名	

工　種　等	見　積　金　額（円）
直接工事費	
共通仮設費計	
現場管理費	
一般管理費等	
合　計　（工事価格）	

備考１　「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

２　見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。

別記第４号様式（第６条関係）（記載例）

年　　月　　日

須崎市長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

工事費内訳書

工　事　番　号	○○第　号
工　　事　　名	○○道路改良工事

工　種　等	見　積　金　額（円）										
道路改良					1	4	8	0	1	0	0	0
道路土工						8	9	4	1	0	0	0
擁壁工						5	3	9	2	0	0	0
仮設工							4	6	8	0	0	0
直接工事費					1	4	8	0	1	0	0	0
共通仮設費計						1	9	5	6	6	9	2
現場管理費						4	9	3	6	8	1	6
一般管理費等						2	7	6	9	4	9	2
合　計　（工事価格）					2	4	4	6	4	0	0	0

備考１　「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

２　見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。